

—浄化槽法が施行—

## お宅の浄化槽は大丈夫？

### 設置や維持管理を規制

近年、家庭からの生活排水が水質汚濁原因の大きな比率を占めていることが問題となってきています。中でも浄化槽は、使用法を一歩誤ると放流水が側溝や水路を汚し、悪臭や伝染病などの発生原因になります。

このため、生活環境の保全と公衆衛生の向上にむけて、新たに「浄化槽法」が施行されました。

「浄化槽法」には、浄化槽の設置・維持管理や取り扱い業者等について次のような規定が設けられました。

#### ◇浄化槽

建設大臣の認定を受けて合格したものしか設置ができなくなりました。

#### ◇浄化槽事業者

「浄化槽設備士」の国家資格を取得し、県知事の登録(届出)が必要となりました。

#### ◇浄化槽保守点検業者

「浄化槽管理士」の国家資格を取得し、県知事の登録が必要となりました。

#### ◇浄化槽清掃業者

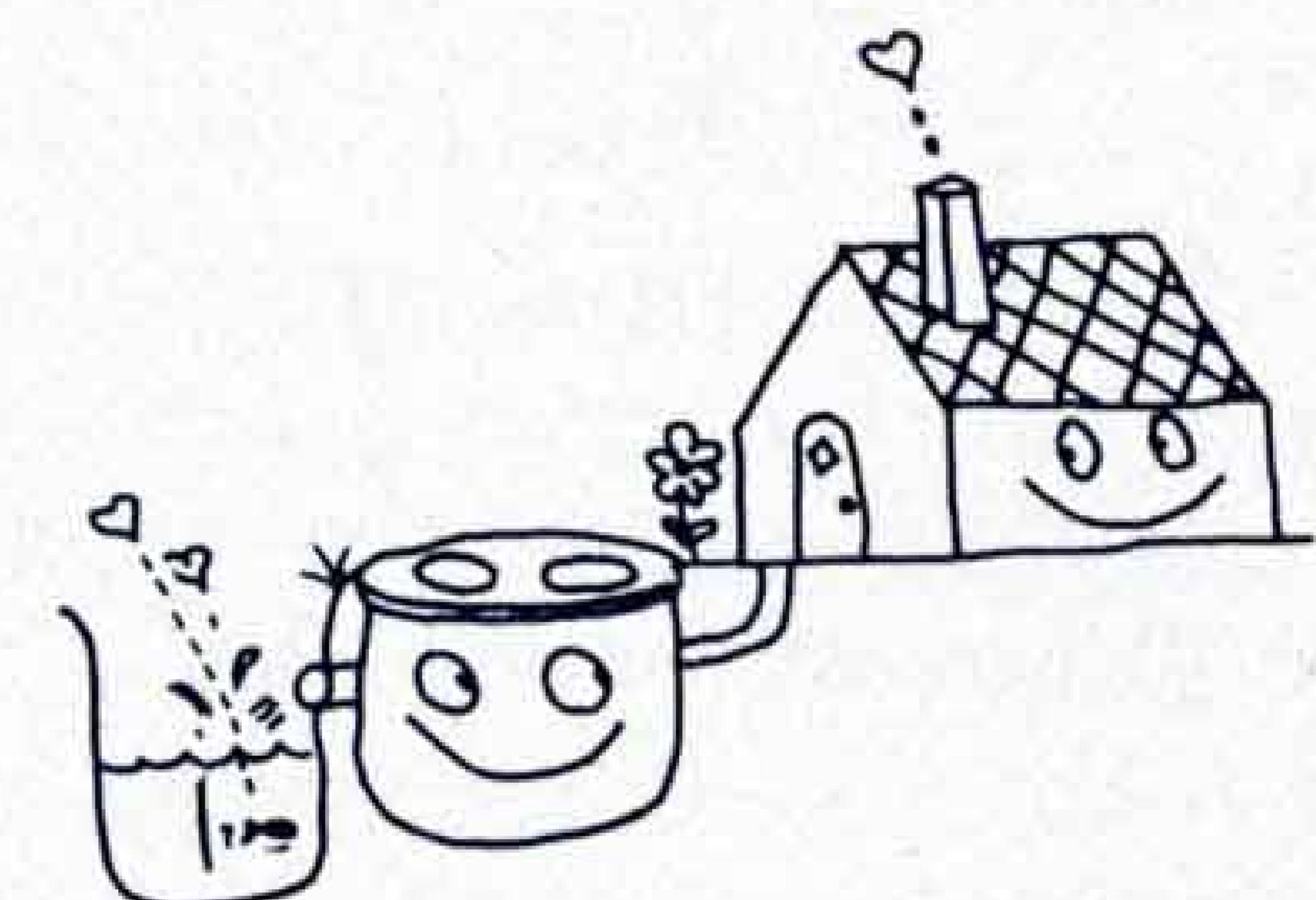
「浄化槽管理士」等の資格者を置き、市長の許可を受けなければなりません。

#### ◇浄化槽の設置者(使用者)

従来通り維持管理のために保守点検(2、3ヵ月に1度)と清掃(年1回以上。全バッキ型浄化槽は半年に1回以上)が義務づけられています。また、新たに設置される浄化槽は公的機関の水質検査を受けることも義務づけられました。

### 業者の委託は確認を

富士市の水洗化人口は現在約80%に達し、県下でも有数の高率を誇っていますが、その大半は浄化槽に依存しています。それだけに浄化槽に



対する正しい知識と理解が必要となります。浄化槽の工事や維持管理を業者に任せる際は、資格を持つ許可、登録業者であるかを確かめた上で契約してください。また、日常の使用に際しても無理のない正しい使用方法を心がけてください。

#### ◇高額なマンホールに注意

家庭を訪問して浄化槽のマンホールを高額で販売する業者が回っています。誤って契約した場合でも、1週間以内なら「クリーニングオフ」という制度で契約を解除することができます。

苦情相談、問い合わせ先：富士保健所☎52-5010、市環境衛生課☎51-0123 内線566

### 国民年金

## 保険料は納期内に納めましょう

国民年金に入っていて保険料を納め忘れていましたと、万一の事故などで次のような年金に該当しても受けられないことがあります。必ず納期内に納めましょう。

納期 第3期分 12月28日 第4期分 61年2月28日

年金の種類	受けられる要件
障害年金	国民年金加入期間中に、病気やけがをして障害が残ったとき(障害の状態に応じて1級と2級があります)
母子年金	国民年金に加入している妻が、夫を亡くし18歳未満の子(障害の子は20歳未満)と生活しているとき
準母子年金	国民年金に加入している祖母または姉などが生計中心者の祖父または父などを亡くし、18歳未満の孫、または弟妹(障害の孫または弟妹は20歳未満)と生活しているとき
遺児年金	国民年金に加入している父や母が亡くなり、18歳未満の子(障害の子は20歳未満)だけが残されたとき

なお、61年4月からは法改正により、障害年金は障害基礎年金に、母子・準母子・遺児年金は遺族基礎年金に変わります。問い合わせ先 市国保年金課内線261

### 第17回富士市婦人祭

とき 11月23日(土)～24日(日)

ところ 吉原市民会館

内容 婦人会活動の成果発表、パーティー、展示

### ふれあい教養セミナー

とき 11月30日(土) 14:00～

ところ 静岡県総合社会福祉会館

テーマ 「青い地球の内と外で」

講師 中野良子さん(女優)、内藤千秋さん(女性宇宙飛行士)

定員 350人

受講料 無料ですが受講券必要

申し込み先 東海大学社会教育センター「ふれあい教養セミナー」事務局 ☎0543-34-2385

締め切り 11月26日(火)